

労働保険年度更新申告書の受付にかかる留意点（審査編）

平成29年度労働保険年度更新申告書（以下、「申告書」という。）は、「申告書の書き方」をよく理解した上で計算等の審査を行い、受付してください。以下の①～⑧は特に留意が必要となる点になります。しっかりと理解し、責任をもって対応してください。

① 平成29年度概算保険料における雇用保険料率の引き下げに注意！！

平成29年度の概算保険料雇用保険料率の引き下げが決定しました。これにより、保険料率の変更に気付かず、概算保険料を確定保険料と同額に計上して申告するケースの発生が予想されます。この場合、申告書の計算が誤っていることは勿論ですが、受付担当者が指摘することができないと保険料の過誤払い事案となってしまいます。（昨年も同様の事例が多く発生していますので注意してください。）

確定保険料・概算保険料ともに申告書に記載されている正しい保険料率で計算されているかをしっかり確認してください。

② 申告書の記入漏れに注意！！

労働者数（④～⑥欄）、納付回数（⑰欄）、充当意思コード（⑳欄）、期別納付額（㉒欄）の記入漏れに注意してください。これらの項目の記入漏れは、労働局における保険料額等の過大・過少決定等に繋がり、督促状の発行、登録口座からの誤引落等のトラブルが生じるため注意が必要です。

③ 概算保険料の「0円」計上は認められません！！

保険制度である労働保険では、概算保険料を計上しないまま（0円計上）、労働保険の継続を行うことはできません。このため、労働者の雇用を継続する事業場より概算保険料が「0円」にて申告がなされた場合には、概算保険料の計上が必要である旨を説明し、概算保険料の計上を確認した上で申告書を受付してください。

④ 納付書の作成は慎重に！！

納付書の金額訂正はできないため、慎重に納付書を作成してください。特に例年、申告書から納付書への転記誤りが多発しています。転記箇所をよく確認の上、記載するよう注意してください。※作成した納付書のコピーに誤りがある場合、金融機関にて取り扱い不可となりトラブルになります。

⑤ 手書きの申告書は要注意！！

労働局より発送された印字済みの申告書ではなく、手書作成された申告書は、申告書の計算の前に労働保険料率、各種区分、口座振替の有無、申告済概算保険料額（以下、「労働保険料率等」という。）が正しいか確認する必要があります。このため、手書作成された申告書が提出された場合には、労働局・監督署の職員にこれらの項目が正規の登録情報と一致しているかの確認を依頼してください。

ただし、手書作成された申告書であっても労働保険料率等の項目に「適用課確認済」、「署確認済」のゴム印が押印してある場合には、当該確認作業は不要となります。

※帳票番号「32700」 手書作成の申告書
※帳票番号「32701」 労働局により印字した申告書

⑥ 一括有期事業の申告書について

平成27年4月1日以降に開始された工事について、賃金総額を請負金額より算出する場合には、税抜きの請負金額にて計算することに留意してください。また、平成27年3月31日以前に開始された工事は、工事の開始時期に応じて消費税の引き上げに伴う暫定措置が適用になることに注意してください。

また、平成27年4月に「一括有期事業総括表」の様式が変更となっています。昨年は、旧様式を使用して申告する事業場が多くありましたので、今年度の申告においても現行の「一括有期事業総括表」を使用して計算・申告しているかしっかりと確認してください。

⑦ 法人番号の記入について

申告書の法人番号欄（③1欄）が空欄の場合には、法人番号の記入が必要ですが、受付時において法人番号が不明もしくは空欄である場合は未記入のまま申告書を受付してください。

なお、昨年度の申告書にて法人番号を申告している場合は、あらかじめ法人番号が印字された申告書が事業場に届きますので法人番号の記入は不要です。

また、個人事業主の場合で法人番号欄が空欄の場合には「0」を13桁記入する必要があります。斜線等による抹消はできません。

⑧ 還付請求書の受付について

事業場が「申告書の書き方」に切り取り式でついている還付請求書（以下、「切り取り式還付請求書」という。）を提出する場合、切り取り式還付請求書一部（提出用）のみを提出するケースが多くあります。そして、この場合、受付担当者において提出された還付請求書に受付印を押印して、そのまま事業場に控えとして交付してしまうトラブルが生じています。

事業場が切り取り式還付請求書一部（提出用）のみを提出した場合には、受付した原本は返却しないように注意してください。

また例年、還付請求書の振込先口座番号、名義人の記入漏れが散見されますので、これらの項目をしっかりと確認した上で受付をしてください。

⑤ 白紙の申告書を持参した来庁者について

例年、白紙の申告書を持参し、窓口にて申告書の作成を依頼する来庁者がいますが、このような来庁者はそもそも申告書の記入方法がわからないケース等が考えられるため、次年度以降の自主作成を促しながら、申告に必要な資料を確認しつつ、申告書の作成方法等の相談を受けるとしてしてください。

なお例年、事業場が持参した申告書が白紙であることをもって再提出を指導した事例が報告されていますので、丁寧な対応を心がけて下さい。